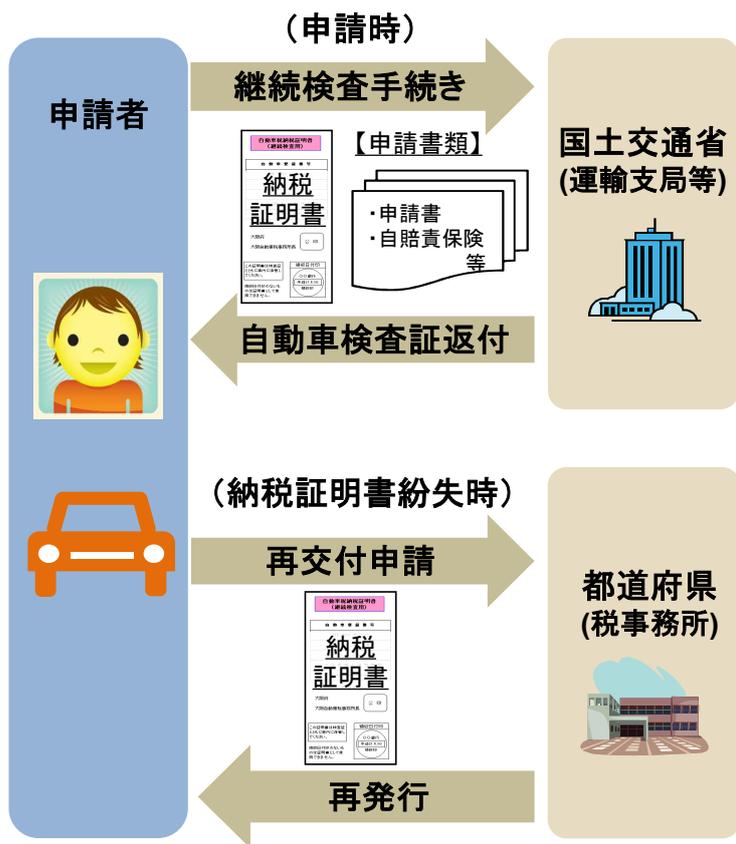


平成27年4月から 継続検査等の際に自動車税納税確認が、納税 証明書の提示又は電子的確認に変わります！

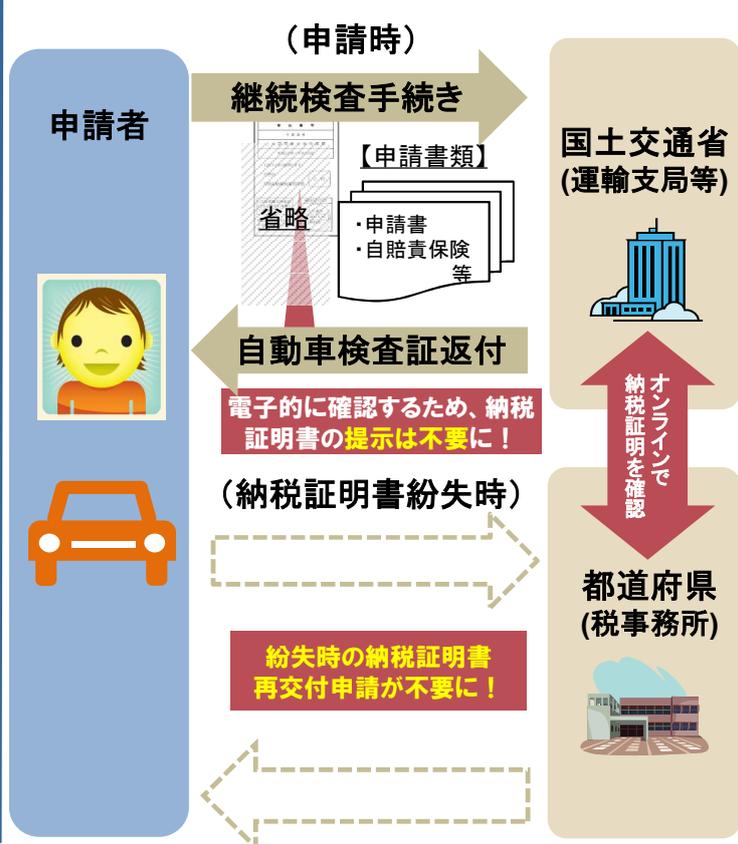
※自動車税に滞納があると、これまでどおり自動車検査証の返付は受けられません（申請前に納税状況の確認をお願いいたします）。

※車検の概ね10日前までに納税がお済みの方は、基本的に電子的に確認出来ます（一部例外あり）

■現在の申請の流れ



■平成27年4月以降の申請の流れ



【ご注意ください】 ～ 以下に該当する方は、納税証明書の提示が必要です ～

- 軽自動車、小型二輪自動車の継続検査を受検される方
- コンビニ等で自動車税を納付後、直ぐに継続検査を受検される方

※自動車税の納付方法により、当該納付情報が都道府県のシステムに反映されるまで相応の日数（道内においては10日間程度）がかかる場合があります。自動車税納付後すぐに継続検査等を受検する方は、金融機関の窓口やコンビニ等でお支払いただき、納税通知書に添付の納税証明書をご提示ください。